

三重県感染症対策条例（仮称）案に対する意見募集 意見一覧表

パブリックコメント

番号	該当箇所	意見の概要
1	全般	語尾が丁寧調となっているが、条例に相応しい表現があるのではないか。
2	10 差別の禁止	罰則規定を設け、三重県警へ告発できるようにすべきである。
3	7 医療機関の役割	「医療機関」には診療所も含まれるのか。
4		「感染症対策を講ずる」とは、「時間帯を分ける、診察場所を変える」等の広い意味か。
5	10 差別の禁止	大賛成である。
6	5 県民の役割 6 事業者の役割 9 情報の公表 11 感染を防止するための協力の求め 14 新たな知見及び情報通信技術等の活用	条例制定後の運用についての意見であるが、事業者がどれだけ努力しても感染を防げないため、県民ひとりひとりに対して「感染を防止するための協力」の具体的な啓発がもっと届くようにと思う。

番号	該当箇所	意見の概要
7	全般	<p>修学旅行などの学校行事について、学校によって開催の判断に差がある。感染症に気を付けなくてはならないことから、現場任せではなく県民を守る感染症対策をお願いする。</p>
8	3 基本理念	<p>(1) について、「県民、事業者、関係機関」が指している内容を規定した方が良いのではないか。</p>
9		<p>(1) について、「三重県への来訪者」に相当する表現を加えた方が良いのではないか。</p>
10		<p>(1) について、「相互に連携協力し」を、「相互に情報共有と連携協力し」とした方が良いと考える。</p>
11	4 県の責務	<p>(1) について、県議会及び市町議会は「県、市町」の中で考えているのか。それとも「関係機関」として考えているのか。</p>
12		<p>(2) について、「5、8、9」の条文の中に「情報の提供」があることを考えると、「五 感染症に関する情報提供体制」を追記した方が良いと考える。</p>

番号	該当箇所	意見の概要
13	5 県民の役割	「県民は、感染症に関する正しい知識を持ち」を「県民は、県及び市町などの提供する感染症に関する情報から正しい情報を得て」とするほうが良いのではないか。
14		「適切な感染症対策」を「自らも適切な感染症対策」としてはどうか。
15	6 事業者の役割	事業者にはメディアも含まれるのか。含めるのであれば、「情報の取扱いに配慮し、」などの文言を追加してはどうか。
16	7 医療機関の役割	各地域での医師会はどのように整理するのか。
17		「県と連携協力し」を「県及び市町と連携協力し」としてはどうか。
18	8 県と市町との協働	(1) について、「感染症対策を実施するために必要な情報の提供」を「感染症対策を実施するために必要な情報の共有」と表現したほうが良いと考える。
19	10 差別の禁止	「(5) 県は、差別やその他の権利利益の侵害行為を受けた県民に対して、支援を行うよう努めるものとします。」を追記してはどうか。

番号	該当箇所	意見の概要
20	11 感染を防止するための協力の求め	(1)について、「県民、事業者、学校の設置者その他の公私の団体又は個人に対し」を「市町、県民、事業者、学校の設置者、その他の団体又は個人に対し」としてはどうか。
21	12 物資及び資材の確保	物資の確保を県民に求めると、収集（買占め）や再販（横流し）が懸念されるため、条文の後に「また県民は、県、市町、及び関係機関の要請がある時は、その方法ごとに感染症対策の実施に必要な物資及び資材の供給に協力するよう努めるものとします。」として県、市町からの直接的な供給依頼をして頂く文言の方が良いと思う。
22	15 財政上の措置	感染症に対して積極的に取り組む姿勢を表すために、「財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。」を「財政上の措置を積極的に講じます。」とし表現を明確にされたい。
23	3 基本理念（2） 9 情報の公表	情報の公表に関して、「職業の公表」を中止されたい。
24	4 県の責務 15 財政上の措置	感染症対策を十分にできる財源があるのか。
25	5 県民の役割	県民への押し付けにならないか。
26	8 県と市町との協働	(2)について、「その他の感染症対策」について、生活支援よりも消費喚起を重視されないか。

番号	該当箇所	意見の概要
27	10 差別の禁止	(2)について、寄与しない業務であると判断された場合には従事者を差別しても良いのか。
28		(4)について、「知識の普及」のみでいいのか。
29	11 感染を防止するための協力の求め	恣意的な運用が起こらないよう、「求めることができる」ではなく「求めなければならない」に修正されたい。
30	13 人材の養成及び資質の向上	(2)として、「県は、(1)に掲げる人材養成、及び、資質の向上に当たって、性別や年齢による差別を行ってはならないものとします。」と追記されたい。
31	2 定義	「感染症対策」については、他の項目にも複数見受けられることから、「県が実施する感染症に関する対策」とした方が良いのではないか。
32	3 基本理念 9 情報の公表	真偽不明な情報がネット上に錯綜しており、このような書き込み等への対応や県の公表内容等も含めて、県の考える適切な情報公表とは如何なる内容を指すのか。

番号	該当箇所	意見の概要
33	4 県の責務	<p>ほとんどの医療機関では来院患者の減少による収入減少に陥っており、地域医療の崩壊が危惧される。県民が安心して受診できるには、医療機関の設備・環境整備が必要であることから一般医療機関へのサポートの記述をお願いしたい。</p>
34	7 医療機関の役割	<p>医療機関の役割を明確にするため、以下の記載にしてはどうか。</p> <p>「1 医療機関は、感染症が疑われる者に対する診療、感染症の患者に対する医療の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 医療機関は、当該医療機関における感染症の発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、感染症対策に協力するよう努めるものとする。」</p>
35	14 新たな知見及び情報通信技術等の活用	<p>「新たな知見」というよりも「科学的な知見を十分に吟味したうえで活用し」とした方が良いのではないか。</p>
36		<p>「新たな知見」の前提として、「情報収集に努める」旨の一言があってもよいのではないか。</p>

番号	該当箇所	意見の概要
37	1 目的	<p>「新型コロナウイルス感染症」という言葉自体は一般名詞であるので、他の法令のように「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。」と定義しなくてもよいか。</p>
38	7 医療機関の役割	<p>医療機関の役割を条例で規定するのであれば、「感染症に係る医療を適切に提供する」というように、どのような医療を提供することが期待されるのかまで規定するべきではないか。</p>
39	8 県と市町との協働	<p>(1)については、「4 県の責務」と内容が重複しているので、「県は、市町が感染症対策を実施するために必要な情報の提供及び助言を行うものとします。」としてはどうか。</p> <p>その場合、(1)と(2)を入れ替え、見出しを「8 市町の役割等」としてはどうか。</p>
40		<p>(2)の「生活支援」について、何の生活支援が不明確なので、もし患者の生活支援なのであれば、「患者の生活支援」としてはどうか。</p>
41	10 差別の禁止	<p>(4)について、「感染症及び感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権に関する問題」を「感染症並びに感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権に関する問題」としてはどうか。</p>

番号	該当箇所	意見の概要
4 2	12 物資及び資材の確保	「物資及び資材の供給に関し」について、「当該物資及び資材の供給に関し」又は「それらの物資及び資材の供給に関し」としてはどうか。
4 3	13 人材の養成及び資質の向上	「人材養成及び資質の向上」について、「人材の養成及び資質の向上」あるいは「人材養成等」としてはどうか。
4 4	全般	何故、今回のような新型コロナをめぐる差別が三重県内で発生したのかを、県や市町、県民、事業者等で課題を共有し、その反省にたった上で、本条例を制定することになったことを前文に明記する必要がある。
4 5	4 県の責務	感染症に関する「差別解消に関する実施体制」を追加していただきたい。
4 6	5 県民の役割 6 事業者の役割	努力規定以上の差別解消への取組を求める必要があるため位置付けていただきたい。
4 7	全般	差別の実態把握に関する条文を明記いただきたい。
4 8	全般	推進計画の策定を明記していただきたい。

番号	該当箇所	意見の概要
49	全般	差別や人権侵害を受けた人たちの被害相談の実施を明記していただきたい。
50	全般	侵害された権利を回復するための救済について明記していただきたい。
51	全般	差別解消審議会（仮称）の設置を明記していただきたい。
52	全般	差別が発生した際の段階的な是正措置について明記していただきたい。
53	全般	過去の教訓から学んだことを踏まえ、前文として「差別解消」を前面に打ち出していただきたい。
54	4 県の責務	不当な差別、偏見、いじめ等についての相談先として、法務省の人権擁護機関や県人権センターが紹介されていますが、独立した相談窓口を設置する（相談体制を確保する）ようお願いしたい。
55	10 差別の禁止	罰則規定のない理念法では、個人のモラルに委ねられる可能性が高いと考えられることから、一定の抑止効果を設ける、あるいは救済規定を設けるなどの対策をお願いしたい。

番号	該当箇所	意見の概要
56	9 情報の公表	<p>県民の不安払拭というのは、個人の感覚の尺度であり、際限がなく、こういった表現を記載すべきではない。県が行う情報の公表の目的は、まん延防止であり、決して、県民の不安の払拭ではないと思う。</p>
57	4 県の責務	<p>「県は感染症、医療の専門家のみならず、経済、教育、福祉など幅広い専門家から意見を集め、対応を行う」という一文を入れては如何か。</p>
58	9 情報の公表 11 感染を防止するための協力の求め	<p>政府や地方の発表する内容にも疑問に感じるものが多数あったことから、9について「(県のお願いすることについて) 要請があればその根拠を提示する」を追加し、11について「(感染症を阻止するための) 要請を行う場合には、その根拠を明示する」を追加しては如何か。</p>

市町への意見照会

番号	該当箇所	意見の概要
1	8 県と市町との協働	患者情報を含め、感染症対策を実施するために必要な情報について、迅速に提供いただけることがわかる言葉、内容をいれていただきたい。
2		8の次に以下のとおり追加願いたい。 「9 隣接府県等（又は近隣府県等）との連携 県は国内における感染症のまん延状況等に鑑み、必要に応じて隣接府県等（又は近隣府県等）と連携した感染症対策を講ずるものとします。」
3	10 差別の禁止	いわれのある理由があれば差別を行っても良いのかということになるので、「いわれのない理由によって、」を「いかなる理由によっても、」にしてはどうか。